

告示

埼玉県告示第二百十号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成三十一年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人眞幸会草加松原 整形外科医院	埼玉県草加市松江二丁目三番五 十号	平成三十年 十一月三十 日